

ウメ、サクラ、モモの苗木の交付について

公益財団法人岡山県郷土文化財団

公益財団法人岡山県郷土文化財団では、古くから人々に親しまれてきたウメ、サクラ、モモの植栽による郷土岡山のうつくしい景観の形成とこれらに親しむ文化の育成を図る目的で、希望する市町村や地域団体に無料で苗木を交付しています。交付を希望される場合は、下記のとおりとなりますが、あらかじめ財団事務局にご相談をお願いします。

記

1 交付の要件

- (1) 植栽場所
公共的な場所であり、かつ、所有者又は管理者の同意があること
例：都市公園、道路の植樹帯、コミュニティ広場、運動公園等
- (2) 交付本数
 - ① 1カ所あたり30本以上、同じ団体には同一年度で2カ所以内
 - ② 1市町村あたりの同一年度での交付本数は100本以内
- (3) 財団寄贈の明示
植栽場所には、苗木の提供が郷土文化財団によりなされたことを明示する看板又は碑を設置すること

2 申請方法

様式1により市町村長から申請をお願いします。

地域団体等が実際の実施主体となる場合にあっては、市町村担当部署と協議の上、市町村長名の申請書を作成して提出してもらってください。

申請には、植栽場所の所有者又は管理者の同意書（申請者と同一の場合は省略可）や植栽関係の図面等の添付をお願いします。

3 その他

- (1) 申請にあたっては、生育後の状況等も想定して施設管理者や隣接地所有者等と十分な協議を行い、承認を得て日照等の問題が生じないようにしてください。
- (2) 財団は、苗木の交付のみを行いますので、植栽にあたって必要な掘削や土壌の入替え、施肥等は実施者において行ってください。
- (3) 苗木の植栽に適した時期は、県南部では大旨12月から3月ですが、苗木は業者から直送しますので、受取希望日時、場所及び受取者について、交付決定後あらかじめ協議をお願いします。
- (4) 植栽完了後は、様式2に写真等を添えて完了報告をお願いします。
- (5) 植栽にあたっては、報道発表、公報紙への掲載により広報に努めてください。その際、苗木交付が岡山県郷土文化財団からであることの周知をお願いします。
- (6) 植栽完了後は適切に施肥や育成管理に努めてください。なお、必要に応じて管理状況の報告を求めることがあります。
- (7) 交付希望が多数となった場合は、予算の範囲内で調整させていただきます。
- (8) 枯損した場合の苗木の補填は行いませんので、ご了承願います。